

富山市公共交通沿線リフォーム補助事業補助金交付要綱

令和3年4月1日

一部改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、富山市補助金等交付規則（平成17年富山市規則第36号。以下「規則」という。）第24条及び、富山市公共交通沿線居住推進事業制度要綱（以下「制度要綱」という。）第8条の規定に基づき、富山市公共交通沿線リフォーム補助事業補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、建築基準法（昭和25年法律第201号）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）及び都市計画法（昭和43年法律第100号）の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

(1) 住宅 一戸建ての住宅をいい、賃貸住宅および店舗事務所等の用途部分を除くものとする。

(2) 共同住宅 長屋及び共同住宅をいい、賃貸住宅および店舗事務所等の用途部分を除くものとする。

(3) 住宅リフォーム 前2号について行う増築、又は質的向上のための改修工事および修繕工事で市長が適当であると認めるものをいい、次のいずれかに該当するものをいう。

イ 中古住宅を取得し自ら居住するために行うもの。

ロ 自己所有の住宅で世帯員の増加のために行うもの。

(4) 認定住戸 第5条の規定に基づき認定を受けた事業計画の住戸をいう。

(補助対象の区域)

第3条 この要綱による補助事業の対象区域は、制度要綱第2条第1項第2号に掲げる区域とする。

(事業計画の認定)

第4条 前条の区域において、住宅リフォームを行い富山市公共交通沿線リフォーム補助事業補助金申請をしようとする者は、制度

要綱第4条の規定に基づき、事業計画を作成し、富山市公共交通沿線リフォーム補助事業計画認定申請書（様式第1号）により、市長に認定の申請を行い事業計画の認定を受けなければならない。

2 前項の申請書には、事業計画のほか別表第1に掲げる図書を添付しなければならない。

3 第1項の認定の申請は、原則として当該工事の着工前に行わなければならない。

4 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、同項の認定の申請をすることができない。

（1）建築基準法、都市計画法その他本市のまちづくりに関する条例等の規定により受けた必要な措置を講ずるための指導又は勧告に従っていない者で、当該指導又は勧告に従わないことにつき正当な理由がないと市長が認める者

（2）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成30年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下、「暴力団」という。）及び同法第2条第6号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）

（3）暴力団員が事業主又は役員となっている事業者

（4）暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者

（5）前4号に掲げる者のほか、補助金の交付をすることが不適當であると市長が認める者

（認定の基準）

第5条 市長は、前条第1項の認定の申請があった場合において、当該申請に係る事業計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、計画の認定をすることができる。

（1）制度要綱第1条に規定する目的に即したものであること。

（2）一戸建ての住宅について行う住宅リフォームについては、当該事業の完了時において制度要綱第7条第2項第1号に規定する「公共交通沿線住宅指針1-1（1）および（2）ア（イ）の

基準」に適合するものであること。この場合において、文章中の「中古住宅を購入する場合」を「既存建築物を住宅リフォームする場合」と読み替えるものとする。共同住宅の住戸について行う住宅リフォームについては「公共交通沿線住宅指針 1 - 3 の基準」に適合するものであること。

(3) 住宅リフォームに係る工事費の総額が、承認住戸 1 戸当たり 100 万円以上であること。ただし、当該承認の申請に係る事業計画に他の補助事業により国、地方公共団体等から補助される部分があるときは、当該部分に係る工事費をその対象としないものとする。

(4) 中古住宅を取得し自ら居住するために行うリフォームの場合は、住宅取得に伴う所有権の登記の日から 1 年以内に事業計画認定申請を行うものとする。

(5) 世帯員増加のために行うリフォームの場合は、前条第 1 項における事業計画認定申請の日より前 1 年から第 13 条第 1 項における補助金交付申請までの間において、申請者の世帯に、出生、転居、もしくは転入する者（以下「転入者等」という。）を有する

ものとする。ただし、第 7 条第 4 項により市長が認定した場合を除くものとする。

(6) 施工者に関しては、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。）に基づく建設業の許可を受けている者とする。

(7) 事業計画認定申請をする際に工事着工前の状況について富山市の確認を受けなければならない。

2 第 1 項の認定は、第 14 条の補助金の交付を予約するものと解してはならない。

3 市長は、第 1 項の認定にあたり、必要があると認めるときは、当該事業の実施及び管理について必要な措置を講ずること並びに補助金の交付の限度について条件を付することができる。

（認定の通知等）

第 6 条 市長は、事業計画の認定をしたときは、速やかに、その旨

を当該計画の認定の申請をした者に富山市公共交通沿線リフォーム補助事業計画認定通知書（様式第2号）で通知しなければならない。

2 市長は、事業計画について前条第1項の基準を満たしていないと認めた場合には、その旨を当該事業計画の認定の申請をした者に富山市公共交通沿線リフォーム補助事業計画不認定通知書（様式第3号）で通知しなければならない。

3 事業計画に係る事業は、前項の規定による通知のあった日以後でなければ着手することができない。

（認定計画の変更）

第7条 事業計画の認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）は、第5条の規定に基づき認定を受けた事業計画（以下「認定計画」という。）を変更しようとするときは、富山市公共交通沿線リフォーム補助事業計画変更認定申請書（様式第4号）を提出し、市長の認定を受けなければならない。

ただし、申請者の住所の変更や建具材の変更等、変更内容が認定内容に影響が及ばない軽微なものにあつては、富山市公共交通沿線リフォーム補助事業軽微変更届出書（様式第5号）の届出によるものとする。

2 市長は、前項の申請があつた場合において第5条に掲げる基準に適合すると認めるときは、計画の変更を認定することができる。

3 認定事業者は、工事着工後において転入者等が死亡等により第5条第1項第4号に掲げる基準を満たさなくなった場合は速やかに富山市公共交通沿線リフォーム補助事業特殊事情による計画変更認定申請書（様式第6号）を提出しなければならない。

4 市長は、前項の申請があつた場合において、やむを得ないと認めるときは計画の変更を認定することができる。

（認定計画の地位の承継）

第8条 次に該当するものは、市長の承認を受けて、当該認定計画

に基づく地位を承継することができる。

(1) 認定事業者が死亡した場合等において、当該認定住戸に入居を予定する者で引き続き認定計画に従って事業を実施する者。

2 前項の承認を受けようとする者は、富山市公共交通沿線リフォーム補助事業計画地位承継承認申請書（様式第7号）に、地位の承継のあった事実を証する書類を添えて市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の申請を承認したときは、速やかにその旨を当該認定計画の地位承継申請者に通知しなければならない。

（認定計画の中止又は廃止）

第9条 認定事業者は、第6条第1項の通知のあった日以後において、認定計画を中止し、又は廃止しようとするときは、富山市公共交通沿線リフォーム補助事業中止（廃止）届（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（改善命令）

第10条 市長は、認定事業者が認定計画に従って事業等を行っていないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（認定計画の取消し）

第11条 市長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定計画を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により事業計画の認定を受けたとき。

(2) 認定計画と異なる建設事業を行ったとき。

(3) 事業計画の認定を受けた日以後において、第4条第4項各号に該当する者になったとき。

(4) 第6条の規定による認定の通知があった日から1年以内に当該補助対象事業にかかる補助金の交付申請をしないとき。

(5) 前条の規定により命じられた措置をとらないとき。

（補助金の額）

第12条 補助金の額は、当該補助対象工事費に対し、100分の10を乗じて得た額（この額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、1住戸につき30万円を限度とし予算の範囲内の額とする。

2 前項の補助金の交付は、原則として1住戸につき1回限りとする。

（補助金の交付の申請）

第13条 認定事業者は、規則第4条第1項の規定により、補助金の交付を受けようとする者（以下「補助申請者」という。）は、認定計画にかかる事業が完了した後、速やかに、当該事業の成果を添えて、富山市公共交通沿線リフォーム補助事業補助金交付申請書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

2 第1項に規定する申請書に添付する図書は、別表第2に掲げるものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、同項の交付の申請をすることができない。

（1）市税を滞納している者

（2）建築基準法、都市計画法その他本市のまちづくりに関する条例等の規定により受けた必要な措置を講ずるための指導又は勧告に従っていない者で、当該指導又は勧告に従わないことにつき正当な理由がないと市長が認める者

（3）世帯員が増加する以前の世帯所得が月額44万5千円を超える者

（4）暴力団員

（5）暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者

（6）前5号に掲げる者のほか、補助金の交付をすることが不適當であると市長が認める者

（交付決定等）

第14条 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地

調査等により、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付を決定し、及びその額を確定するものとする。この場合において、当該申請をした者に文書を交付して通知するものとする。

2 規則第19条の規定により、規則第5条の交付の決定及び規則第13条の額の確定

の手続きを併合するものとする。

3 前項の規定により併合した規則第5条及び規則第13条の通知は、富山市公共交通沿線リフォーム補助事業補助金交付決定通知書兼額確定通知書（様式第10号）により行うものとする。

4 市長は、第1項の書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、認定の基準を満たしていない場合又は補助金の交付対象者と認められない場合は補助金の不支給を決定し、補助申請者に富山市公共交通沿線リフォーム事業補助金不支給決定通知書（様式第11号）により通知するものとする。

（補助金の交付）

第15条 市長は、前条に規定する通知の後、当該補助申請者に対し補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第16条 市長は、認定事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付を取り消し、又は変更することができる。

（1）偽りその他不正の手段により補助金等の交付の決定又は交付を受けたとき。

（2）補助金の交付の決定内容、これに付した条件、法令又はこの要綱に違反したとき、又は市長の指示に従わないとき。

（3）補助金等の使途が、暴力団の利益になるものと認められるとき。

（4）その他市長が相当の理由があると認めるとき。

（補助金等の返還）

第17条 市長は、前条の規定により補助金等の交付の決定を取り

消し又は変更した場合において、既に補助金が交付されているときは、既に支払われた補助金の一部又は全額について、当該事業者に対して、文書を交付してその返還を請求するものとする。

2 前項の規定により補助金の返還の請求を受けた当該事業者は、当該補助金を市長が定める期限までに返還しなければならない。

(細則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附則 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1 事業計画の認定申請に必要なとなる図書等

提出図書等	特に記載を必要とする内容
提出図書等一覧表	申請者確認欄
富山市公共交通沿線住宅リフォーム補助事業計画	事業計画の概要
公共交通沿線住宅リフォーム指針適合表	計画内容欄、申請者確認欄
見積書	当該補助対象工事のみのもの
付近見取り図	方位、道路及び目標となる建物等
建設年月日がわかる書類	新築時の検査済証、もしくは新築時の確済証、建築確認台帳に係る記載事項証明、登記事項証明書のほか、建築確認後の工事の実施を特定できるその他書類等
平面図（計画前、計画後）	改修箇所、内容がわかるもの
求積図表	敷地面積、床面積
住宅の登記簿謄本	住宅の自己所有もしくは区分所有を証する書類 （認定時に所有権の登記をしていない場合は交付申請時に提出）
構造耐力上安全であることを示す書類 （昭和56年5月31日以前に着工した住宅にリフォームを行う場合のみ）	富山市木造住宅耐震改修支援事業認定通知書の写し（全体耐震改修工事の場合に限る。） もしくは、木造の場合、構造耐震指標（ I_w ）が1.0以上であることが分かる建築士が行った耐震診断の診断法表等及び図面（平面図、立面図）。非木造の場合、構造耐震指標（ I_s ）が0.6以上でかつ保有水平体力に係る指標（ q ）が1.0以上であることが分かる建築士が行った耐震診断の診断法表及び図面（平面図、立面図）。
その他市長が必要と認めるもの	適宜

別表第2 補助金の交付申請に必要なとなる図書等

提出図書等	特に記載を必要とする内容
提出図書等一覧表	申請者確認欄
申請内訳書	完成した計画の概要
工事請負契約書の写し	
支払の証明	改修工事に要した費用の支払いが確認出来るものの写し
所得・課税証明書	入居世帯の所得を証する書類（世帯員が増加する以前のもの）
市町村税の納税証明書	申請者の納税を証する書類
工事写真	改修部位の工程写真（工事前、途中、工事後）
構造耐力上安全であることを示す書類 （昭和56年5月31日以前に着工した住宅にリフォーム等を行った場合のみ）	耐震化が完了したことがわかるもの。 ・耐震化後の検査済証、または確認済証、建築確認台帳に係る台帳記載証明、登記事項証明書のほか、建築確認後の工事の実施を特定できるその他書類、「富山市木造住宅耐震改修支援事業費補助金確定通知書」の写し（全体耐震改修工事の場合に限る。）等
住宅の登記簿謄本	住宅の自己所有もしくは区分所有を証する書類 （認定時に提出済みの場合は提出不要）
建築基準法による検査済証	建築基準法による確認申請を行った場合に限る。
その他市長が必要と認めるもの	適宜